

第17回孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（臨時）幹事会 議事次第

令和6年2月20日（火）
17：00～18：00
（オンライン開催）

1. 開会

2. 議題

- （1）幹事の改選及び担当について（令和5年度臨時総会議決結果）
- （2）令和5年度通常総会議題及び議案について

3. 報告事項

- （1）令和5年度第2回シンポジウムについて
- （2）令和6年5月「孤独・孤立対策強化月間」について
- （3）令和5年度通常総会関連イベント企画案
- （4）「孤独・孤立対策に関する有識者会議における、孤独・孤立対策推進法に基づき新たに策定する重点計画に盛り込むべき事項等に関する意見（案）」について

4. その他

5. 閉会

【配付資料】

- 資料1－1 令和5年度臨時総会議決結果
- 資料1－2 幹事担当について
- 資料2 令和5年度通常総会議題及び議案について
- 参考資料1 令和5年度第2回シンポジウムについて
- 参考資料2 令和6年5月「孤独・孤立対策強化月間」について
- 参考資料3 令和5年度通常総会関連イベント企画案
- 参考資料4 孤独・孤立対策に関する有識者会議における、孤独・孤立対策推進法に基づき新たに策定する重点計画に盛り込むべき事項等に関する意見（案）

令和 5 年度臨時総会議決結果

幹事任満了に係る改選について、書面臨時総会を下記概要で開催し、議決結果は以下のとおり。

【議決結果】

下記の議決概要のとおり臨時総会が成立し、別紙改選案のとおり議決した。

【議決概要】

○議決回答数 181 (うち賛成数 179、反対数 2) (回答率 51.3%、有効回答のうち賛成率 98.9%)

○有権会員数 353 (令和 6 年 1 月 18 日時点会員数) (総会定足数 89)

【議決方法】

○改選案：別紙

○実施概要

- ・令和 6 年 1 月 18 日より PF 会員あて議決依頼 (令和 6 年 2 月 7 日 (水) 中々)
- ・オンラインフォームまたはメール返信でのオンライン書面開催

《参考：関連規約》

(総会の定足数)

第 13 条 総会は、会員の 1/4 の出席をもって成立するものとする。

- 2 前項の出席者には、表決の委任をしたものも含む。

(総会の決議)

第 14 条 総会の議事は、議決に加わることのできる総会出席会員の過半数の賛成により決定する。

- 2 議長は採決に加わることができない。ただし、賛否が可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 総会に出席しない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって出席する会員を代理人として表決を委任することができる。

4 総会の議事に対して、電子メールによる意思表示もできるものとする。電子メールにより一つ以上の議案に対して賛否の意思表示を行った会員については、総会出席会員として数える。

令和6年度 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 臨時総会

令和6年1月18日（木）
（書面開催）

【議題】

・ 幹事の選任

令和4年2月25日設立総会にて選任された幹事については、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム規約（以下「規約」）」第19条第1項（幹事の任期）に従い2年の任期であり、今般、任期満了となるところ。そのため、規約第17条第1項（幹事の選任）に従い、以下のとおり再任を行いたい。

■ 幹事選任案（※現行と同一団体再任）

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会福祉法人経営者協議会
認定特定非営利活動法人 日本NPOセンター
特定非営利活動法人 新公益連盟
特定非営利活動法人 あなたのいばしょ（SNS相談コンソーシアム）
特定非営利活動法人 自殺対策支援センターライフリンク
一般社団法人 日本いのちの電話連盟
一般社団法人 社会的包摂サポートセンター（よりそいホットライン）
一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
認定特定非営利活動法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ
一般社団法人 全国フードバンク推進協議会
認定特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ
（シングルマザーサポート団体全国協議会）
特定非営利活動法人 全国女性シェルターネット
NPO法人 子育てひろば全国連絡協議会
内閣官房 孤独・孤立対策担当室 ※

※ただし、組織移管に伴い、令和6年4月1日以降は、「内閣官房」を「内閣府」に、「孤独・孤立対策担当室」は移管後の室名に読み替えるものとする。

【参考：規約 関連条文】

（幹事の選任）

- 第17条 幹事は、総会の議決において会員の中から選任する。ただし、第5条第1項第二号から第四号までの会員の中からの選任は3以内とする。
- 2 幹事は3以上とする。
- 3 代表幹事および副代表幹事を置く場合は、幹事会の互選により選任する。

（幹事の任期）

- 第19条 幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 幹事は、辞任又は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

幹事の担当について

幹事改選に係る臨時総会において、孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム幹事については、改選前と同内容で改選となった。改選に伴い、各幹事の担当について以下案のとおりでどうか。

■幹事団体担当表（改選前と同一）

担当	内容	担当幹事
総務担当	総会、幹事会、事務局会議の議事、運営に関する	新公益連盟
入会審査担当	会員の入会審査に関する	全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会
調査担当（NPO 法人等調査）	NPO 法人等調査に関する	日本 NPO センター
分科会 1	分科会 1 に関する ※広報担当、サポーター養成制度関連含む	新公益連盟 あなたのいばしょ
分科会 2	分科会 2 に関する	全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会 日本 NPO センター 生活困窮者支援全国ネットワーク
分科会 3	分科会 3 に関する ※相談ダイヤル関連含む	自殺対策支援センターライフリンク 日本いのちの電話連盟 社会的包摂サポートセンター 全国社会福祉協議会 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 全国フードバンク推進協議会 しんぐるまざあず・ふぉーらむ 全国女性シェルターネット
官民・民民連携の取組推進	官民・民民連携の取組推進に関する	全国こども食堂支援センター・むすびえ 子育て広場全国連絡協議会
事務局	事務局に関する	内閣官房孤独・孤立対策担当室

令和 5 年度通常総会議題及び議案について

■令和 5 年度通常総会概要

令和 6 年 3 月 19 日（火）（オンライン事前表決）

※開催は、Zoom ウェビナー（事前申込会員）、YouTube 配信

《当日時間割》

- ・ 14 : 00～14 : 45 総会 ※対面 : 9 団体、オンライン : 4 団体、欠席 : 1 団体の予定
- ・ 15 : 00～17 : 00 関連イベント ※対面 : 9 団体、オンライン : 5 団体、欠席 : 0 団体の予定
- ・ (18 : 30～ 懇親会)

《スケジュール》

- ・ 2/20（火）幹事会（総会議案の確定）
- ・ オンライン事前表決 : 2/21（水）～3/6（水）頃まで（14 日間）
会員あて総会出欠（事前申込）連絡
- ・ 3/13（水）幹事会（議決結果、通常総会当日の流れ等について）
- ・ 3/19（火）通常総会

■オンライン事前表決概要及び議題及び議案

※別紙資料参照

令和５年度 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム総会 議事次第（案）

令和６年３月１９日（火）
１４：００～１４：４５
（オンライン開催）

１．開会

２．加藤孤独・孤立対策担当大臣挨拶（ビデオメッセージ）

３．議長選出

４．議題

- （１）令和５年度事業報告及び令和６年度事業計画（案）
- （２）規約改正

５．その他

- （１）令和６年５月「孤独・孤立対策強化月間」の取組について
- （２）「孤独・孤立対策推進法」について
- （３）令和５年度補正予算、令和６年度当初予算について

６．閉会

令和6年度 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 令和5年度通常総会

令和6年3月19日（火）
（オンライン事前表決）

【議題】

- （1）令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画（案）
- （2）規約改正

【議案】

- （1）令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画（案）

※別紙資料参照

《議案概要》

- ・ 令和5年度事業報告（案）

令和5年度「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の事業内容についてまとめるもの（なお、一部表決後に実施予定の項目及び実績数等については総会時までに直近実績の反映予定）。

- ・ 令和6年度事業計画（案）

令和5年度事業報告（案）をふまえ、令和6年度「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の事業計画についてまとめるもの。特に令和6年度については、令和5年度までの事業内容をふまえ、①「孤独・孤立対策強化月間」、②つながりサポーター、③孤独・孤立相談ダイヤルの本格実施が予定されており、これらを主眼として事業計画を策定するものである。

- （2）規約改正

※別紙資料参照

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

令和5年度事業報告(案)

1. 幹事会

幹事によって構成する幹事会を全7開催。孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの運営に必要な事項の議論・決議の他、孤独・孤立対策に係る情報共有を実施。

2. 各種事業

(1)複合的・広域的な連携強化活動

○分科会開催

- ・ 令和4年度に設けた分科会について継続して実施した。各分科会のテーマ、開催状況は以下の通り。
 - 一分科会1「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」
 - ・担当幹事会を●月●日開催、分科会を●月●日開催
 - ・ソフトバンク株式会社による携帯料金未払者へのチャットボット等への周知。
 - 一分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・民間・NPO等の役割の在り方」
 - ・担当幹事会を●月●日開催、分科会を●月●日開催
 - 一分科会3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」
 - ・担当幹事会を7月21日、11月13日、2月●日開催、分科会を●月●日開催
 - ・12月15日～1月4日にかけて「孤独・孤立相談ダイヤル」について施行実施。

(2)孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動

○シンポジウム開催

- ・ 孤独・孤立対策推進法に関するシンポジウムを全2回オンラインYouTube配信で開催。
- ・ 各シンポジウムタイトルと開催日時・事前申込者数及び当日視聴回数は以下のとおり。
 - 一第1回「孤独・孤立対策推進法の施行へ向けた地域内連携の在り方」
令和5年11月2日(木)10:00-12:30 事前登録者991名、当日視聴回数648回
 - 一第2回「孤独・孤立対策地域協議会設立に向けた地域の取組み(仮)」
令和6年3月8日(金)15:20-18:00 事前登録者数●名、当日視聴回数●回

○孤独・孤立対策強化月間(以下、「月間」)(5月)

- ・ 会員をはじめとする多くの団体ほか、全国での孤独・孤立施策の活動についてキャンペーン等のイベント企画し月間において集中的に実施するため、会員の投票により、5月を月間と定め、令和6年5月から本格実施と決定。
- ・ 令和5年5月については、月間用のロゴマークを作成するとともに、月間中の取組を依頼の上、登録された取組みのホームページ公開。

- ・ 8月に「大丈夫！あなたはひとりじゃない」キャンペーンを実施。特設ホームページ、大臣、企業等の座談会等の動画作成、ポスターの作成・配布などを実施。
- ・ 令和6年5月の月間に向けて、ポスターの制作・配布、特設ページの作成、広報動画の制作、公開等を行い、令和6年度月間の事前周知を実施。

○孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による特色ある取組の推進

- ・ 孤独・孤立対策に資する取組事例の募集を行い、86件の回答を得た。内8事例取材を行い、記事を作成して一般向けに公表。20事例をパワーポイント形式で整え一般向けに公表。84事例をエクセルリストにて、プラットフォーム会員限定に公表した。

(3)情報共有、相互啓発活動

○会員向け情報共有・情報発信

- ・ 会員に対し、内閣官房孤独・孤立対策担当室の活動紹介や孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム参加府省庁・会員団体からの情報を、月1-2回程度メールマガジン形式で情報提供。

○事務局訪問記

- ・ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員の事務所に事務局職員が訪問し、日々の活動や考えなどを伺い、その内容を孤独・孤立対策担当室のTwitterにて紹介。2か所への訪問を実施。

○孤独・孤立に関する調査

- ・ 全国の、孤独・孤立対策に資するNPO法人・社会福祉法人・一般社団法人・一般財団法人・株式会社・任意団体等に対して、他団体との連携した取組みの状況、「つなぎ」の役割を果たす「中間支援機能」による取組みの広がりに関するアンケート調査を実施。
- ・ 有効回答数3,088件。
- ・ アンケート調査に関連付け、好事例の発掘及び成功要因の分析のため、5団体へ現地訪問しヒアリング調査を実施。

○会員募集

- ・ 会員募集チラシのHP掲載などを通じて通年で会員を募集。令和4年2月25日設立当初、会員数は183団体(会員89件、協力会員87件、賛助会員7件)、令和5年3月10日時点、会員数は415団体(会員89件、協力会員87件、賛助会員28件)。
- ・ 令和6年3月1日現在、会員数は●団体(会員●件、協力会員●件、賛助会員●件)。

○勉強会

- ・ 孤独・孤立に係る基礎的な知識を深めるために、「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査(令和4年)」に関する勉強会を、令和5年4月27日に実施。参加者68名。

(4)その他

○「つながりサポーター」養成

- ・ 「分科会1」検討成果のサポーターについて、投票により名称を「つながりサポーター」と決定。

- ・ 検討会を4回開催し、テキスト、カリキュラムを検討、作成し、5箇所（北海道登別市、山形県鶴岡市、奈良県生駒市、日本工学院専門学科、日本生命保険相互会社）でのモデル施行を実施。

3. 総会

令和5年度事業報告や、令和6年度事業計画(案)、その他の事項について確認、決定する。関連イベントとして、「孤独・孤立対策としてのつながりづくり」を開催。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 令和6年度事業計画(案)

目的

孤独・孤立対策に取り組む多様なNPO等支援組織間の連携及び官民連携を強化することにより、孤独・孤立対策の取組の推進につなげることを目的に取組を実施。

1. 幹事会

幹事によって構成する幹事会を隔月を目安に開催。孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの運営に必要な事項の議論・決議の他、孤独・孤立対策に係る情報共有を実施。

2. 各種事業

(1)複合的・広域的な連携強化活動

①分科会開催

- ・ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの会員間で共通する課題に対する解決策等の検討に関する活動を行うことを目的に取り組む。また必要に応じて重点計画やいわゆる「骨太の方針」に反映していくことも視野に入れて議論を進める。
- ・ 孤独・孤立対策に係る課題等のテーマごとに分科会を設ける。各分科会のテーマは以下の通り(令和4年度に「中間整理」とした分科会2、3は、テーマを継続。年度途中において、新たな課題等を踏まえ分科会テーマを設定することも想定。)。一分科会2「分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・民間・NPO等の役割の在り方」
一分科会3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」(本格実施としての孤独・孤立相談ダイヤル等の強化月間及び年末年始の実施・検証を含む)

(2)孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動

①シンポジウム開催

- ・ 全国での孤独・孤立施策の事業活動に焦点を当て、地域における現状の認識や気運の醸成を図り、得られた当該情報等の横展開に取り組む。
- ・ 孤独・孤立の実態把握調査の結果や、分科会の検討成果などに関するシンポジウムを3回程度開催する。

②孤独・孤立対策強化月間(5月)

- ・ 会員をはじめとする多くの団体ほか、全国での孤独・孤立施策の活動についてキャンペーン等のイベントを企画し月間において集中的に実施、することとして令和6年

度は本格実施を行っていく。

③孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による特色ある取組の推進

- ・ 令和5年度の実施をふまえて、引き続き地方における孤独・孤立の予防等に効果が表れている取組事例を集め、会員をはじめ自治体や関係機関等へ秀逸なものを含め紹介。

④つながりサポーター養成

- ・ 令和5年度のモデル実施をふまえて、本格実施として、20自治体程度での養成を実施。あわせて、実施状況をみながらテキスト、カリキュラムの再検討を行っていく。

(3)情報共有、相互啓発活動

①会員向け情報共有・情報発信

- ・ 会員に対し、内閣官房孤独・孤立対策担当室の活動紹介や孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム参加府省庁・会員団体からの情報を、月1-2回程度メールマガジン形式で情報提供。

②事務局訪問記

- ・ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員の事務所に事務局職員が訪問し、日々の活動や考えなどを伺い、その内容を孤独・孤立対策担当室のTwitterにて紹介。

③孤独・孤立に関するNPO法人等への調査

- ・ NPO等支援組織間及び官民の連携に向けた基礎資料を得ることを目的に、孤独・孤立対策に資するNPO法人等の活動状況・先進事例・課題の把握などを実施。
- ・ 孤独・孤立対策に資する活動に着目し、全国の圏域に所在するNPO法人・社会福祉法人・一般社団法人・一般財団法人・株式会社・任意団体等に対して、その効果や要因等に関するアンケート調査を実施。

④勉強会

- ・ 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果などの概要説明を実施し、孤独・孤立に係る基礎的な知識を深める。

3. 総会

令和6年度事業報告や、令和7年度事業計画(案)、その他の事項について確認、決定する「令和6年度孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム総会」及び、関連イベントを開催。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム規約の改正について

1. 改正概要

「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム規約」（以下「規約」）を別紙案のとおり改正したい。（なお、改正の施行は令和6年4月1日を予定）

（1）第8条（退会・除名）

会員の除名について、総会議決事項であるところ、1号から4号事由について、幹事会議決・総会報告事項として改正

（2）令和6年4月1日からの組織移管に伴い「内閣官房孤独・孤立対策担当室」を「内閣府孤独・孤立対策担当室」に修正

2. 規約改正を提案する理由

以下により、案のとおり規約改正を提案するものである。

（1）概要（1）について

○会員数の増加に伴い、応答がなく連絡がとれない会員、団体の実態がないと思料される団体などが見られている状況。

※R5.5.19臨時総会にて、議決未回答の会員に対し、5/26、6/1の再連絡、その後のはがき郵送と個別電話連絡を行ったが、未だ1回も応答がない会員が一定数あるところ。また、1団体については、はがきも宛先不明で返送となり、登録ホームページも削除されており、団体の実態がなくなっているものと推定される。

○また、今後、仮に現行規約第8条第2号、4号（特に4号）等の該当があった場合に、これを速やかに除名できず、時間を要することは当プラットフォームの継続に重大な影響を与える懸念があり、適時の除名が要請される。

○他方、総会の開催は一定の準備と期間を要するところ、以上の理由から、適時、機動的に除名が行えるよう幹事会決議事項（総会報告事項）として改正を行う必要がある。

（ただし、現行規約第8条第5号については包括規定であることから、総会決議事項として存置）

（2）概要（2）について

令和6年4月1日からの孤独・孤立対策推進法施行に伴う、孤独・孤立対策担当室の組織移管によるもの。

別紙案：新旧対照表

現行	改正案
(退会・除名) 第8条 本会を退会しようとする者は、退会の意志を書面により幹事会に届け出て、任意に退会することができる。また、会員が次の事項のいずれかに該当するときは、該当団体等に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て除名することができる。 (1) 1年以上、連絡がとれない場合 (2) 本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき (3) 会員が解散又は営業を停止したとき (4) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき (5) その他本会の運営に当って重大な支障が生じると認められたとき	(退会・除名) 第8条 本会を退会しようとする者は、退会の意志を書面により幹事会に届け出て、任意に退会することができる。また、会員が次の事項のいずれかに該当するときは、該当団体等に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て除名することができる。 (1) 1年以上、連絡がとれない場合 (2) 本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき (3) 会員が解散又は営業を停止したとき (4) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき (5) その他本会の運営に当って重大な支障が生じると認められたとき <u>2 前項の規定にかかわらず、前項第1号から第4号の事由については、幹事会の議決を経て除名することができる。</u> <u>3 第1項の規定による会員の退会、前項の規定による会員の除名については、事後に総会に報告を行わなければならない。</u>
(事務局) 第20条 本会の事務の執行を円滑におこなうため内閣官房孤独・孤立対策担当室に事務局をおく。	(事務局) 第20条 本会の事務の執行を円滑におこなうため内閣府孤独・孤立対策推進室に事務局をおく。 <u>(附則)</u> <u>1. この改正は、2024年(令和6年)4月1日より施行する。</u>



孤独・孤立対策 官民連携 プラットフォーム

令和5年度 第2回シンポジウム 「孤独・孤立対策地域協議会設立に向けた地域の取組み」 企画概要

令和6年1月

■開催背景¹

令和6年4月施行予定の孤独・孤立対策推進法では、地方公共団体は、NPO法人等が参画して必要な情報交換及び支援内容の協議を行う「孤独・孤立対策地域協議会」を置くことが努力義務化される。孤独・孤立対策をより強く推進していくために地域内で官民それぞれが役割や主体性をもった連携体制を構築するにあたって、より具体的に取るべきアクションや地域ごとの工夫とはなにかの検討を深める機会が求められている。

■目的

孤独・孤立対策地域協議会を中心として、特色ある自治体の現況および今後の方向性を事例紹介し、パネリストとのディスカッションにより、それぞれの地域協議会運営の方向性の利点、より望ましい点などを抽出し、他自治体の設立の参考を得る。

■開催日時

2024年3月8日（金）15:20～18:00

■開催方法

YouTubeによるライブ配信

※会員/非会員共に同形式とし、会員のみ後日アーカイブ配信を行う。

■対象者

孤独・孤立対策に取り組む地方公共団体/社会福祉協議会/NPO法人等

■プログラム案（合計160分）

※各項目とも今後の調整状況によって変更となる可能性あり。

時間	プログラム	登壇者
15:20～	開会挨拶	内閣官房 孤独・孤立対策担当室 山本 麻里 室長
15:30～	【第1部 解説】 「孤独・孤立対策地域協議会」について	内閣官房 孤独・孤立対策担当室 青野 恵里子 参事官補佐

¹ 孤独・孤立対策推進法の詳細は内閣官房HPを参照（<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/suisinhou/suisinhou.html>）

16:00～	【第2部 パネルディスカッション】 ①(事例紹介) 特色ある「孤独・孤立対策」の取組みと「孤独・孤立対策地域協議会」設立の方向性 既存の地域内の連携体制等を活かした特色ある孤独・孤立対策の取組みと「孤独・孤立対策地域協議会」設立の方向性について、広島県尾道市・熊本県熊本市の具体的取組をお話いただきます。 ・時間配分の想定： 一事例紹介：12分×2事例 一取組事例へのコメント：3分×3名 一導入や合間の振り等：5分	<モデレーター> 内閣官房 孤独・孤立対策担当室 大西 連 政策参与 <登壇者> ・尾道市 平谷 祐宏 市長 ・尾道市福祉保健部社会福祉課保護係 保護係長 藤原 一宏氏 ・熊本市健康福祉政策課 副課長 森川 毅氏 ・特定非営利活動法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク 代表理事 樋口 務氏
16:35～	休憩	
16:40～	②(意見交換) 「孤独・孤立対策地域協議会」設立に向けた地域ごとの課題や工夫・アクション 孤独・孤立対策推進法で掲げられる「国/地方公共団体/当事者への支援を行うNPO等による相互連携・協働」の推進に向けて、国・地方公共団体・中間支援組織から孤独・孤立対策に取り組まれてきた方々をお招きし、「孤独・孤立対策地域協議会」の在り方や設立の取組における課題や工夫点、展望等について意見交換を行います。	<モデレーター> 内閣官房 孤独・孤立対策担当室 大西 連 政策参与 <パネリスト> ・尾道市福祉保健部社会福祉課保護係 保護係長 藤原 一宏氏 ・尾道市社会福祉協議会 サポートセンター係長 高橋 望氏 ・熊本市健康福祉政策課 副課長 森川 毅氏 ・特定非営利活動法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク 代表理事 樋口 務氏 ・社会福祉法人全国社会福祉協議会 会長 村木 厚子氏 ・特定非営利活動法人日本NPOセンター 事務局長 吉田 建治氏 ・内閣官房孤独・孤立対策担当室 山本 麻里 室長
17:35～	質疑応答	同上
17:55	閉会挨拶	内閣官房 孤独・孤立対策担当室

以上

■趣旨

政府としては「孤独・孤立に至っても、支援を 求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会」を孤独・孤立対策の柱の一つとし、毎年5月を「孤独・孤立対策強化月間」と位置づけ、国・自治体・NPO等が孤独・孤立対策の取組を集中実施して、社会全体で孤独・孤立対策に関する理解の浸透や機運の醸成を図ることとしている。

令和6年度の孤独・孤立対策強化月間は、初の本格的な実施となるため、孤独・孤立の問題を抱える当事者等を含む、すべての国民を対象とした分かりやすく具体的で話題性の高い広報の実施を目的とする。

■企画案

1. ポスターの作成、配送

「孤独・孤立対策強化月間」啓発ポスターを作成の上、配送を行う。(2月より順次配送予定)

※なお、各鉄道駅、空港関係、各社協、Jリーグ等に3月追加発送予定

2. Web ページ開設

「孤独・孤立対策強化月間」専門ホームページを作成し広報に資する。

※専用ホームページは「あなたはひとりじゃない」ホームページに関連して作成

(<https://www.notalone-cas.go.jp/category/monthly/>)

3. 強化月間の取組みの登録、紹介、NPO等の紹介動画の作成、紹介

各団体から登録いただいた強化月間中の取組みについて、ホームページ、メタバース空間を活用して紹介。また、NPO等の取組みについて紹介動画を作成し、ホームページ、YouTube、メタバース空間など各媒体で紹介。

4. メタバース空間を用いたイベントの実施

メタバース空間を用いた孤独・孤立対策の周知啓発及び当事者等の相談等を目的としたイベントを企画し、令和6年5月の孤独・孤立対策強化月間中に実施する。(下記の内容を想定)

◆イベント期間：令和6年5月1日（水）～5月31日（金）

①つながりサポーター養成講座	参加者向けにメタバース上でウェビナー形式の講座を開く
②NPO 向けファンドレイジング講座	孤独・孤立対策に取り組む NPO 関係者向けにメタバース上でウェビナー形式の講座を開く
③孤独・孤立相談窓口	メタバース上で孤独・孤立に悩む方の相談を受け付ける。 ※5月2日～5月7日朝の限定開催
④自治体・NPO等の取組	全国の自治体や NPO 等からとりまとめた孤独・孤立対策強化月間における取組を紹介するコーナーを設ける
⑤孤独・孤立対策チャットボット	孤独・孤立対策ウェブサイト「あなたはひとりじゃない」に搭載している左記チャットボットに、メタバース上でもアクセスできるようにする
⑥NPO等紹介動画	孤独・孤立対策に取り組む NPO 等を紹介する動画をメタバース上でも視聴できるようにする ※イベント期間中は常設展示
⑦孤独・孤立対策強化月間ポスター	孤独・孤立対策強化月間の啓発ポスターをメタバース内に展示する

令和５年度 通常総会関連イベント 企画案（調整中）

■テーマ

孤独・孤立対策としてのつながりづくり

■概要

①令和６年５月の「孤独・孤立対策強化月間」に向けた取組み、②官民・民
民連携の取組み事例などの令和５年度の PF の様々な活動と関連して、０次予
防をふくめた孤独・孤立対策、企業での孤独・孤立対策の事例を紹介し、ディ
スカッションを行うことで、多様な主体による孤独・孤立対策とつながりづく
りの参考をえつつ、強化月間への機運を高めていく。

■内容

パネルディスカッション（１２０分）

《内容詳細》

１．事例紹介：５事例（計５５分）

①月間関連（冒頭５分＋２事例×１０分＝２５分）

モデレーターより月間及び０次予防などに関して紹介

その後、振りで下記の取組みを団体より事例紹介

※動画での紹介などを含む

・１００万人のクラシックライブ ※既存動画を活用

・一社）ArtsAlive ※月間動画を活用

②官民・民民連携関連（冒頭５分＋１事例×１０分＝１５分）

モデレーターより官民・民民連携の取組み及び各記事事例の概括などについて
紹介。その後、振りで団体より事例紹介

・NPO 法人クラブしっきーず

③企業の取組み関連（冒頭５分＋１事例×１０分＝１５分）

モデレーターより官民・民民連携の取組み及び各記事事例の概括などについて

・イオンリテール株式会社

２．意見交換（計６０分）

（１）パネリスト意見交換 ２０分×２セット 計４０分

（２）質疑応答、会員参加者意見交換 １５分

（３）意見交換まとめ ５分

3. 月間関連告知、まとめ 5分

《登壇候補案》 計8名

○モデレーター：大西参与

○パネリスト候補

①~~一社）日本経済団体連合会~~

②むすびえ湯浅氏

③山本室長

○事例紹介候補

①一社）100万人のクラシックライブ ※月間関連

※企業等との協働による音楽の場づくり

②一社）ArtsAlive ※月間関連

※アートを活用した対話型交流の場づくり

③NPO 法人クラブしっきーず ※官民・民民連携関連

※小学校や町内会館等を会場として、世代や障がいの有無を問わずスポーツやレクリエーションを実施

④イオン株式会社 ※企業関連（調整中）

※マイスキューでのつながりづくりなど

■総会及び関連イベントの実施日程

会場：オンライン（8号館5F 共用A会議室（13:00～18:00で確保済み）

日程：令和6年3月19日（火）

時間

・会場設営・準備	13:00～14:00	
・令和5年度通常総会	14:00～14:45	（45分）
～休憩、イベント準備～	14:45～15:00	（15分）
・関連イベント	15:00～17:00	（120分）
～撤収、片付け～	17:00～17:40	
（幹事団体懇親会	18:30～？）	

孤独・孤立対策に関する有識者会議における、孤独・孤立対策推進法に基づき新たに策定する重点計画に盛り込むべき事項等に関する意見（案）

【基本理念について】

- 孤独・孤立対策推進法第2条に定める孤独・孤立対策の基本理念は、「孤独・孤立対策の重点計画」（令和4年12月26日推進会議決定）の「2. 孤独・孤立対策の基本理念」を踏まえて条文化されたものと承知している。このため、新たに策定される重点計画においても、継続性及び法との整合性を確保するために、現行の重点計画の「2. 孤独・孤立対策の基本理念」を踏襲することが適切である。
- 当事者等の日常生活・各ライフステージの中で活用される既存の施策に孤独・孤立の視点を入れ、それぞれの施策が具体的な各種課題を解決していく中で、孤独・孤立の問題の解消にも資するという構造を確保することが重要である。
- 孤独・孤立対策推進法の施行に伴い、各地方公共団体における取組も本格化する。その際、孤独・孤立対策は行政の各分野にまたがる総合的な取組であることを全庁的に認識して取り組むことが効果的な推進方法であることを共有すべきである。

【広報・相談窓口・支援の在り方について】

- 令和4年に行った孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果においては、孤独を感じる程度が比較的高いと回答した人ほど「我慢できる」「支援の受け方がわからない」「支援を受けるための手続きが面倒である」と回答した傾向がある。この背景には、何か相談してもうまくいかなかった実体験や相談の様子が文字情報だけだと分からないというような不安も含まれるのではないかと考えられる。このため、各種相談窓口における広報の在り方及び支援体制を検証し、常に運用の改善を図ることが必要である。さらに、手続きの負担感を減らすために、分科会1の検討成果（令和4年10月7日）で指摘されている、制度申請の簡易化やオンライン化、自動ツールの導入等を各相談窓口において検討することが必要である。加えて、各種制度において、様々な言語による発信等もあわせて行うことを検討すべきである。
- 令和3・4年の実態調査の結果によると、孤独感を抱える方というのは相談窓口へ行くことのハードルも上がっていることが考えられる。これは本人や周りからのスティグマの問題があるように思われる。このため、相談しやすい環境づくりとしては、スティグマの解消というのも重要である。スティグマ対策として、毎年5月の「孤独・孤立対策強化月間」における集中的な広報及び国民の意識向上のための啓発活動に取り組むべきである。また、孤独・孤立は身近な問題であることや問題が生じたときは相談すればよいことを教育・啓発することを通じた相談しやすい文化の醸成も必要である。

- さらに、令和3・4年の実態調査の結果において、若年層など孤独感が高いグループが、まわりの困っている人への積極的な声掛けや助けに前向きに回答した方が多いこと、相談窓口に相談することにハードルを感じている方への対応が必要であることを踏まえ、孤独・孤立の問題の理解者を増やす活動として、当事者等の周りにいる一般市民を担い手とする「つながりサポーター」等の取組を普及することも重要である。

【人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進等】

- 誰にでも生じうる孤独・孤立の問題への対策を進めるに当たっては、各省庁が展開している人と人とのつながりを生むための各種施策間の連携の下で行うことが前提となる。しかしながら、行政の縦割りにより各地域における各種施策の連携が進みづらい面もある。このため、孤独・孤立対策が各地域における分野をまたぐ施策間連携の推進役・結節点にもなりうることや、孤独・孤立対策を通じて各種施策の相乗効果を生み出すことができることを認識しながら、社会的なつながりが必要な当事者等に、地域における人と人とのつながりを作る施策が円滑に届けられる環境を整備すべきである。具体的には、例えば、いわゆる「社会的処方」の活用 of 推進に加え、医療・介護等分野横断的な多職種連携、介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた多様な主体の参画の推進、地域共生社会の実現に向けた世代・分野を超えた連携、「つながりの場所」としての自然公園や博物館等の社会教育施設等を活用した社会的・地域的課題への対応などを進めることが必要である。
- 引き続き、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果を踏まえた孤独・孤立の問題の分析を実施することに加え、「孤独死・孤立死」のデータの整備等、実態把握にも努めるべきである。また、孤独・孤立のまま亡くなっていく方が増加する可能性があることを踏まえ、そのような方の死後の対応等についても検討を行っていくべきである。

【法の施行に向けた、地方での取組の促進】

- 孤独・孤立対策推進法第11条の規定に基づき、各地方公共団体においても、官民連携の基盤となるプラットフォームの形成に向けて取り組むよう努めるものとされている。このプラットフォームの設置により、地域における孤独・孤立の問題を関係者間で共有して課題として明確にすることが可能となる。また、プラットフォームは地域の実情に応じて多様な在り方が考えられるが、いずれのプラットフォームにおいても、プラットフォームに参画する関係者が対等に相互につながる「水

平型連携」を目指すものであることを改めて確認すべきである。

- これまで国が実施してきた地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」推進事業における取組事例や、今後、孤独・孤立対策推進法の施行に当たって把握される先進的な事例について、積極的に横展開を行うべきである。その際、当該地方公共団体の取組の背景やポイント等もあわせて示すことで、なぜ当該事例が効果を生み出したのかを各自治体が認識しながら参考にできるように留意すべきである。

【新たな重点計画に定める施策について】

- 孤独・孤立対策推進法第8条第3項に基づき、孤独・孤立対策重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとされている。このため、Ⅱの具体的施策に定める各種施策について、孤独・孤立対策の観点からの具体的な目標とその達成の期間を可能な限り定めるべきである。この目標の設定に当たっては、各種施策の実施によりどのように孤独・孤立の解消に資することを目指すかをナラティブとして示すことや、アウトプットとしてわかりやすい取組の達成目標を設定すること、施策間連携を評価する視点を持つこと等が重要である。また、孤独・孤立対策では継続性が大事であることから、利用者が少ないことのみをもって施策の必要性を図るのではなく、施策の改善の在り方の検討等に用いるといった留意が必要である。政府は、引き続き、各種施策の実施状況の評価・検証の指標について検討を続けるべきである。
- 孤独・孤立対策である各種施策を横並びで示すのみならず、体系化・立体的にとらえて示すことも、重点計画のポイントや孤独・孤立対策のイメージを打ち出す上で必要である。